NASVA

ナスバ

National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid

Corporate Profile

支える
防ぐ
守る

独立行政法人自動車事故対策機構

めざすのは、自動車事故ゼロの社会。

ごあいさつ

私どもナスバ（独立行政法人 自動車事故対策機構）は、自動車事故の防止と被害者支援に一体的に取り組むことで自動車事故ゼロの社会の実現をめざして活動している、世界でもユニークな自動車事故対策の専門機関です。

我が国経済の発展と国民生活の向上は、モータリゼーションの進展によって支えられて来ています。マイカーやバス・タクシーによって日常生活の移動が確保されるとともに、物流の根幹を担うトラック輸送によって多くの産業が成り立っています。

しかしこの一方で、自動車事故の発生という大きな「負の部分」が存在しています。これをカバーするために自賠責保険や自動車保険などの保険制度がありますが、保険制度だけでは救済しきれない面を補って被害者を支援する必要性と、そもそも事故を防止していく必要性、および事故からクルマの乗員や歩行者などを守っていく必要性が各々あります。

このため、ナスバは、被害に遭われた方々に対して経済的・精神的にご支援させて頂く活動（「支える」）、被害者を生まないように自動車事故そのものを防止する安全指導面の活動（「防ぐ」）、更には、より安全性能の高いクルマの情報を広くご提供するアセスメント活動（「守る」）、の3つに一体的に取り組むことで「負の部分」に立ち向かっています。

この3つの取り組みの根底に共通しているのは「自動車事故をゼロにしたい」という私たちの強い思いです。この思いのもとで、私たちナスバは被害者団体や自動車運送事業者、自動車メーカー、自動車ユーザー等、クルマ社会を構成する全ての皆様と共に歩みながら、今後とも自動車事故の防止と被害者支援に一体的に取り組み、自動車事故ゼロの社会の実現をめざし続けます。

なお、ナスバの存在と取組みを知っておいて頂くことで、万一自動車事故に遭われた時にはすぐにナスバに相談頂け、速やかに支援させて頂けますので、一人でも多くの方にナスバを知っておいて頂きたいと思います。

最後になりますが、今後とも役職員一同、自らの使命のもと懸命に努力して参りますので、ぜひ皆様にはナスバへの一層のご理解と積極的なご活用を賜りますようお願い申し上げます。

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）
理事長　**中村 晃一郎**

名　　称	独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）
設　　立	平成15年10月1日 （前身：自動車事故対策センター 昭和48年設立）
組　　織	本部（東京） 支所等：全国50箇所 療護施設：療護センター 4箇所 委託病床8箇所
役職員数	374名
事 業 費	148億円（令和7年度予算）

NASVA（ナスバ）とは

独立行政法人自動車事故対策機構の英文名（National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid）の略称で、「ナスバ」と発音します。
シンボルマークの背景には白いラインでNASVAのNを表しています。
また、AとVから光が広がる様子は、人々の未来が明るく、光に満ちた希望あふれるものであるように、というナスバの願いが込められています。

私たちナスバは自動車事故対策の専門機関です。

ナスバは、自動車事故被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、
自動車事故から「守る」の３つの業務を一体的に実施しています。

ナスバのマスコットキャラクター
ナスバちゃん

全国各地のイベントに参加しナスバの広報活動を行っています！

療護施設の設置・運営

高度先進医療機器による検査

患者の状況に合わせたリハビリテーション

ワンフロア病棟システム

高度先進医療機器を活用した治療と細やかな配慮による看護

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方のうち、入院の要件に該当する方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら、治療・看護・リハビリテーションを行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院である療護施設を設置・運営しています。

入院期間は概ね３年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。

療護施設では、患者に合わせた治療・看護・リハビリテーションを提供するために、高度先進医療機器（CT、MRI等）を用いて、患者の状態を詳細に把握し、その検査結果を基に治療計画やリハビリテーション計画を策定し、効果的な医療の提供を行っております。

また、病室の仕切りを最小限にし、常に入院患者の状態に目を配ることで、意識回復のわずかな兆しをもとらえることができるよう、ワンフロア病棟システム（一部委託病床ではモニタリングシステム）を取り入れています。

さらに、入院患者一人ひとりに合わせた看護を提供するため、同じ看護師が一人の入院患者を継続して受け持つプライマリー・ナーシング方式の手厚い看護体制を導入しています。

プライマリー・ナーシングによる看護

患者の状況に合わせたリハビリテーション

療護施設一覧

療護センター 計230床 ＋ **委託病床 計85床** ＝合計315床

岡山療護センター
◎業務開始:平成6年2月
◎運営委託:
社会福祉法人恩賜財団
済生会支部岡山県済生会
◎場所:岡山県岡山市北区西古松2-8-35
◎ベッド数:50床
◎電話:086-244-7041

東北療護センター
◎業務開始:平成元年7月
◎運営委託:一般財団法人広南会
◎場所:宮城県仙台市太白区長町南4-20-6
◎ベッド数:50床
◎電話:022-247-1171

社会医療法人 医仁会 中村記念病院
◎業務開始:平成19年12月
◎場所:北海道札幌市中央区南1条西14-291
◎委託ベッド数:12床
◎電話:011-231-8555

医療法人 三星会 茨城リハビリテーション病院
◎業務開始:令和5年3月
◎場所:茨城県守谷市同地字仲山360
◎委託ベッド数:5床
◎電話:0297-48-6257

医療法人社団 浅ノ川 金沢脳神経外科病院
◎業務開始:平成31年1月
◎場所:石川県野々市市郷町262-2
◎委託ベッド数:5床
◎電話:076-246-5600

千葉療護センター
◎業務開始:昭和59年2月
◎運営委託:医療法人社団誠馨会
◎場所:千葉県千葉市美浜区磯辺3-30-1
◎ベッド数:80床
◎電話:043-277-0061

社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院
◎業務開始:平成19年12月
◎場所:福岡県久留米市津福本町422
◎委託ベッド数:20床
◎電話:0942-35-3322

医療法人社団 康心会 湘南東部総合病院
◎業務開始:平成28年5月
◎場所:神奈川県茅ヶ崎市西久保500
◎委託ベッド数:12床
◎電話:0467-83-9091

一般財団法人 永頼会 松山市民病院
◎業務開始:令和2年2月
◎場所:愛媛県松山市大手2-6-5
◎委託ベッド数:5床
◎電話:089-913-0081

社会医療法人 生長会 府中病院
◎業務開始:令和7年4月
◎場所:大阪府和泉市肥子町1-10-17
◎委託ベッド数:16床
◎電話:0725-43-1234

中部療護センター
◎業務開始:平成13年7月
◎運営委託:社会医療法人厚生会
◎場所:岐阜県美濃加茂市古井町下古井630
◎ベッド数:50床
◎電話:0574-24-2233

学校法人 藤田学園 藤田医科大学病院
(一貫症例研究型委託病床)
◎業務開始:平成30年1月
◎場所:愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98
◎委託ベッド数:10床
◎電話:0562-93-2111

在宅介護への支援
～在宅の被害者と家族への支援～

自動車事故による死亡者数は年々減少していますが、重度の後遺障害を負われた方は、横ばい傾向であり、なかなか減少していません。

ナスバでは、自動車事故により重度の後遺障害が残り、在宅で介護を受けている被害者とそのご家族の方に対し、介護料の支給を始めとする各種の支援を行っています。

自動車事故による重度後遺障害者数

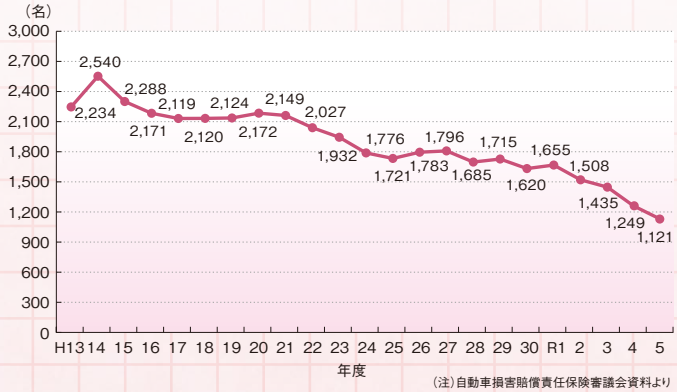

（注）自動車損害賠償責任保険審議会資料より

介護料の支給

自動車事故により脳、脊髄等を損傷し、重度の後遺障害を負い、常時又は随時の介護を要するなど一定の要件に該当する被害者の方に、介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給しています。

1.支給対象者（支給額）

（令和7年4月から）

支給対象者		支給額（月額）
特I種	I種該当者のうち、一定の要件に該当する方	99,810円～226,330円
I種（常時要介護）	自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号（※1）	85,390円～177,950円
II種（随時要介護）	自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号（※2）	42,700円～88,980円

（注）「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

（※1） 第１級１号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。
第１級２号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。

（※2） 第２級１号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。
第２級２号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。

2.対象となる費用

①訪問看護等在宅介護サービス
②介護用品の購入等（修理を含む）
③消耗品の購入

相談対応・情報提供

■相談窓口の設置

各主管支所に在宅介護相談窓口を開設し、看護師や介護福祉士などの専門的な資格を有する相談員が、相談対応や情報提供を積極的に行っています。

■訪問支援の実施

ナスバ職員が介護料受給者のご自宅を訪問する等して、フェイス・トゥ・フェイスで被害者の方のニーズを伺い、必要な情報提供を行う訪問支援を行っています。

■交流会の開催

介護料受給者及びそのご家族の方々が、同じ立場から、互いの悩みを分かち合い、情報交換を行っていただくことを目的に、医療、福祉等関係機関とも連携しながら、全国で交流会を開催しています。

■機関誌「ほほえみ」の発行

季刊により機関誌「ほほえみ」を発行し、療護施設を含めたナスバの活動の紹介、介護料受給者と介護者の方々の役に立つ情報の掲載、相互に交流する場の提供を行っています。

短期入院・入所への支援

介護料受給者が検査等のために短期間入院する場合や、障害者支援施設等に短期入所される際の費用の一部を支給するとともに、国土交通省指定の協力病院・協力施設と介護料受給者及びそのご家族の方々との間で入院入所前の相談対応等を行っています。

■協力病院・協力施設については、国土交通省HPをご覧下さい

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/aftereffect.html

●数字は箇所数
令和7年3月末現在
協力病院：198
協力施設：148

国土交通省指定の短期入院協力病院・協力施設

交通遺児等の生活支援

交通遺児等生活資金無利子貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様を対象に、生活資金の無利子貸付を実施しています。

～交通遺児等のすこやかな成長のために～

貸付資格種別	貸付額	備　考
一時金	15万5千円	
毎月	1万円又は2万円（選択制）	1月・4月・7月・10月に各3ヶ月分を貸付
入学支度金	4万4千円	希望者のみ貸付（小・中学校入学時）

さらに、自動車事故の被害者で生活状況が困窮していると認められる以下の方に対する生活資金の貸付も行っています。

貸付種別	対象者
後遺障害保険金一部立替貸付	後遺障害に係わる自賠責保険金（共済金）の支払いを受けるべき方（自動車事故被害者）で、生活困窮となっている方
保障金一部立替貸付	政府の保障事業の保障金の支払いを受けるべき方（自動車事故被害者）で、生活困窮となっている方
不履行判決等貸付	自賠責保険金等の支払いを受けており、かつ、損害賠償について債務名義を得ていながらその弁済を受けることができないため、生活困窮となっている方

生活状況要件

① 生活保護を受けている、もしくは生活保護を必要とする状態である
② 所得税を納めていない
③ 市区町村民税を納めていない
④ 市区町村民税の均等割だけを納めている
⑤ 国民年金の保険料を免除されている
⑥ 地方自治体から児童扶養手当の支給を受けている
⑦ 生活福祉資金の貸付を受けている
⑧ 市区町村教育委員会から就学援助を受けている

交通遺児友の会の活動

交通遺児等の健全な育成を図ることを目的として「独立行政法人自動車事故対策機構交通遺児友の会」の活動を通じて、交通遺児等生活資金無利子貸付を利用されているご家族の連帯感を高め、子どもたちのすこやかな成長を支援しています。

入会資格

① 自動車事故により、保護者等が亡くなられたり、重い後遺障害が残った方の中学校卒業までの児童の方
② ①の方と同居されているご家族（年齢不問）

会員期限

・上記①の会員は、19歳となった年度末まで
・上記②の会員は、同居の①の会員が退会となるまで

友の会の活動内容

■会報「友の会だより」（四季報）の発行

子どもたちやご家族の交流の場として会報誌を発行し、会員の近況報告や友の会の集い・コンテストの様子などをご紹介しています。

■「友の会の集い」の開催

全国50支所において、「友の会の集い」を開催し、子どもたちや家族の交流の場を設け、楽しい思い出作りができるようなレクリエーション活動を実施しています。

■絵画・書道・写真「コンテスト」の開催

作品の創造を通して子どもたちの感性や想像力を養う機会として、絵画・書道・写真などのコンテストを実施しています。

優秀な作品には、国土交通大臣賞やナスバ理事長賞などの賞が贈呈されます。

■企業等のご協力による各種イベントへの参加

各企業様等からのご厚意により様々な行事等に友の会会員をご招待いただいています。

中日ドラゴンズ　柳裕也様より【YUYA'S INVITATION PROJECT】

■保護者交流会の実施

会員相互の親睦を深めていただくことを目的に、友の会の集い開催時や他の企画等とともに交流会を開催し、情報交換やコミュニケーションの場として活用していただいています。

援護員

貸付制度の説明、申請受付のほか、子育て等に関する幅広い悩みに対応するため、全国50支所に「援護員」を配置し、日時を定め相談に対応しています。

自動車運送事業者の運行の安全確保のために

自動車運送事業(バス、ハイヤー・タクシー、トラック)は、ひとたび事故を引き起こすと、その被害及び社会的影響は非常に大きなものとなることから、運行の安全性の維持向上を図ることが最大の使命とされています。

このため、自動車運送事業者に対して「適性診断の受診」「指導講習の受講」「安全マネジメントへの取組み」が義務化されています。

ナスバでは、全国50支所においてユニバーサル・サービスを確保し、運転者を対象に「適性診断」、運行管理者等を対象に「指導講習」、経営者等を対象に「安全マネジメントサービス」を実施しています。さらに、貨物軽自動車運送事業者を対象に「貨物軽自動車安全管理者講習」を実施しています。このような事故防止業務の実施により、ナスバは自動車運送事業者をはじめとする皆様の安全への取組みを強力にサポートし、事故の削減に積極的に取り組んでいます。

運行管理者等の指導講習

バス、ハイヤー・タクシー、トラックなど運送事業で使用する自動車の運行の安全確保のため、運行管理者等を対象に「運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法など」の講習を行い、自動車事故の防止に万全を期そうとするものです。

基礎講習

運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する必要な基礎知識の習得を目的とされる方を対象とした講習です。

一般講習

既に運行管理者（※1）として選任されている方又は運行管理者の補助者として運行管理業務をされている方を対象とし、運行管理を行うために必要な法令や業務等に関する最新の知識の習得を目的とする講習です。

特別講習

重大事故又は法令違反により行政処分を受けた営業所の運行管理者の方を対象とし、自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とする講習です。（※2）

指導講習（講義）

指導講習（小集団活動）

※1　自動車運送事業者は運行管理者の選任と国土交通省への届出が義務付けられており、日々輸送の安全確保に努めています。
※2　事故事例に基づく小集団活動など、より実践的な講習を行い、事故・違反の再発防止に努めています。

貨物軽自動車安全管理者講習

貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者は除く）の営業所ごとに選任が義務付けされている「貨物軽自動車安全管理者」の選任前に受講が必要となり、貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する知識を習得することを目的とし、貨物軽自動車運送事業者の皆様の安全対策強化に大いに資するものとなっております。ナスバでは、eラーニング講習（eナスバ）により提供しております。

運転者の安全運転のために

適性診断の受診

適性診断

義務診断

・初任診断
〈運転者として新たに雇い入れた方〉

※貨物軽自動車運送事業者にあっては、運転者として初めて事業用自動車に乗務する者

・適齢診断
〈高齢（65才以上）の運転者の方〉
・特定診断Ⅰ・特定診断Ⅱ
〈死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした方で、事故の頻度によりⅠ・Ⅱのいずれかを受診〉

※受診の対象者、受診時期等についての詳細は、ナスバホームページでご確認いただけます。

任意診断

・一般診断
・カウンセリング付き定期診断
・特別診断

運転者の適性診断・カウンセリングの実施

適性診断は、自動車運送事業者等の運転者の方を中心に、ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能・視覚機能などについて、心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かいアドバイス、カウンセリングを行っております。

また、特定の運転者（初任運転者、高齢運転者及び事故惹起運転者）に対して義務付けられている適性診断を実施しています。

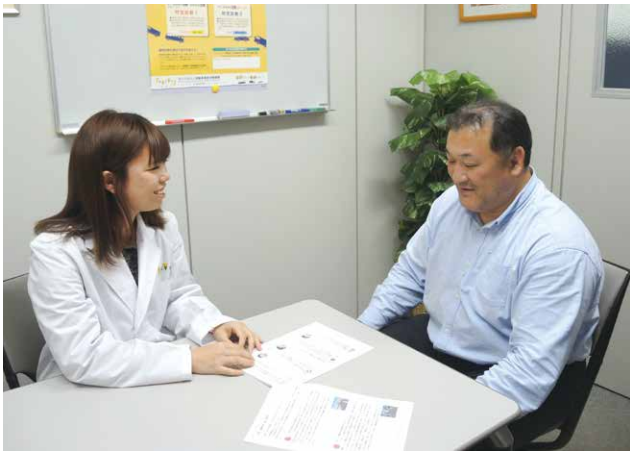

受診後のカウンセリング

適性診断結果

ナスバは国土交通大臣の認定を受けた指導講習・適性診断の実施機関です。

ナスバの適性診断を、事業者様事務所で行いたいというお客様には・・・

適性診断受診用パソコンのレンタル（有料）

◎レンタルパソコンで、いつでも適性診断を受診いただけます。
ただし、カウンセリングの実施が必要な種類の適性診断を受診の場合は、別途ナスバカウンセラーによるカウンセリングの実施が必要です。

▶適性診断手数料は、従来同様です。

▶適性診断受診以外に本機器を流用することはできません。

※写真はイメージです。実際の物品とは異なる場合がございます。

適性診断結果を日頃の安全運転指導に役立ててください。

適性診断活用講座のご案内

ドライバーの皆さんに安全かつスムーズな運転をして欲しい、さらに事故を防止したい、それは運送業に携わるみなさんのみならず、社会の強い願いです。ナスバでは、運行管理者等の方によるドライバーの安全運転を促す指導に、適性診断結果を効果的に活用いただくための「適性診断活用講座」を行っています。

理論編	診断結果の見方	30分
	診断結果の活用方法	30分
実習編	ロールプレイング	2時間30分

※受講の際に適性診断票を持参していただきますので、事前に適性診断の受診をお願いします。
（既に適性診断票をお持ちの方は、新たに受診する必要はありません）

安全風土の醸成のために

安全マネジメントサービス

すべての自動車運送事業者に対し、「運輸安全マネジメント」制度が導入されました。これは、経営トップが自ら全社的な安全性の向上のための取組みを主導し、現場から安全に関わる情報を継続的に経営に反映させながら、企業の安全文化の向上を図る。そうした内容が法律上義務付けられるという画期的な制度改正でした。

しかし、単に安全マネジメントといっても「何をどのようにすればよいのかわからない。」、「導入はしてみたけれど、これでよいのか不安である。」等の声が聞かれます。

ナスバでは、このような声に応えるべく、安全マネジメントに係る「コンサルティング」及び「ナスバ安全マネジメントセミナー」の２本の柱で自動車運送事業者の方々を支援しています。

ナスバは安全マネジメントサービスを通じて、社内の安全風土の浸透をサポートします

- 安全マネジメント体制支援
- 内部監査支援
- 運行管理体制支援
- 適性診断活用　他

安全マネジメントサービス

安全マネジメントコンサルティング講師派遣

安全マネジメントコンサルティング

ナスバ安全マネジメントセミナー

行政、関係団体、多数の運送事業者の方々をお招きし、安全マネジメント制度の普及・啓発にむけてセミナーを開催しています

ナスバ安全マネジメントセミナー

国土交通省認定セミナー

国土交通省認定セミナー（以下セミナーという。）とは、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定した、民間機関等が実施する一定の基準を満たしたセミナーです。

ナスバも国土交通省の認定を受け、以下の認定セミナーを全都道府県において開催しています。

ガイドライン	・運輸安全マネジメントガイドライン（14項目）の狙いとポイント解説
リスク管理（基礎）	・事故・ヒヤリハット情報の収集・分析手法の習得 ・なぜなぜ分析のグループワーク
内部監査（基礎）	・内部監査実施に係る基礎知識の習得 ・内部監査時の不具合指摘のグループワーク
防災マネジメント	・運輸防災マネジメント指針の解説 ・災害リスク評価のワークショップ
リスク感受性向上	・現場に存在する具体的な安全上のリスクの解説 ・中間管理層に求められる力量の向上を図るためのワークショップ

※ガイドラインとは、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン―輸送の安全性の向上に向けて―」を指します。

運輸安全マネジメント評価

ナスバが実施する運輸安全マネジメント評価は、国土交通省の認定を受け、実施しており、自動車運送事業者自らが構築し、改善を行っている「安全管理体制」がシステムとして機能しているかどうかについて、経営トップ及び経営管理部門の皆様へのインタビュー、文書や記録等を確認することにより、更なる輸送の安全性の向上のためアドバイス等を行うものです。

評価の流れ

1. 評価申込み
2. 評価実施に係る契約
3. 評価日程等の事前調整及び調査
4. 評価実施通知書の送付
5. 評価の実施
6. 評価結果の報告（内容説明）

評価の実施

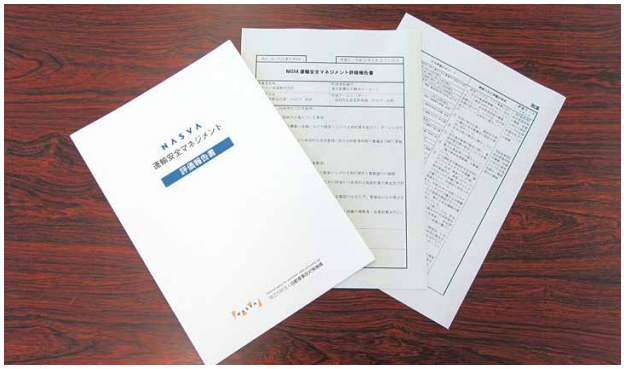

評価結果

ISO39001の推進

～国際規格に基づいて進める
新しい道路交通安全マネジメント～

ISO39001とは?

ISO39001は、道路交通事故による死者や重傷者を撲滅することを目的として2012年10月に発行された国際規格です。

ISO9001(品質)や14001(環境)と同様にPDCAサイクルに従って適切な道路交通安全マネジメント体制を確立、実施、維持、改善するために組織に必要とされる要求事項を明文化しています。

※右図、カッコ内の章番号は、ISO39001:2012の各章番号に対応しています。

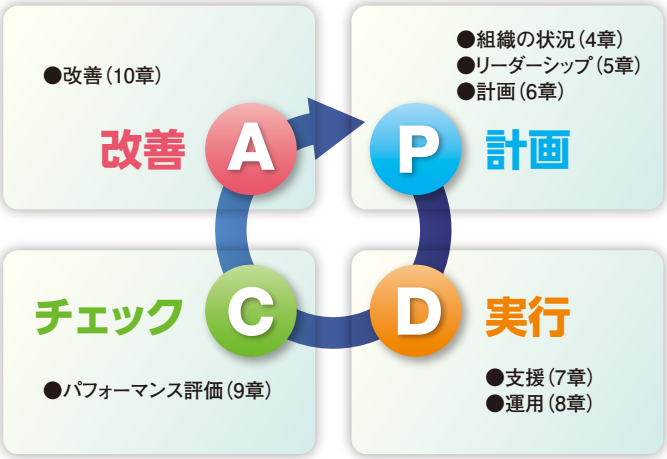

ナスバとISO39001

ナスバは、我が国における道路交通に関わる幅広い関係者からなる国内審議委員会を設置し、その事務局として、ISO39001の国内での運用の要の役割を担うとともに、国際審議委員会との窓口を務めています。

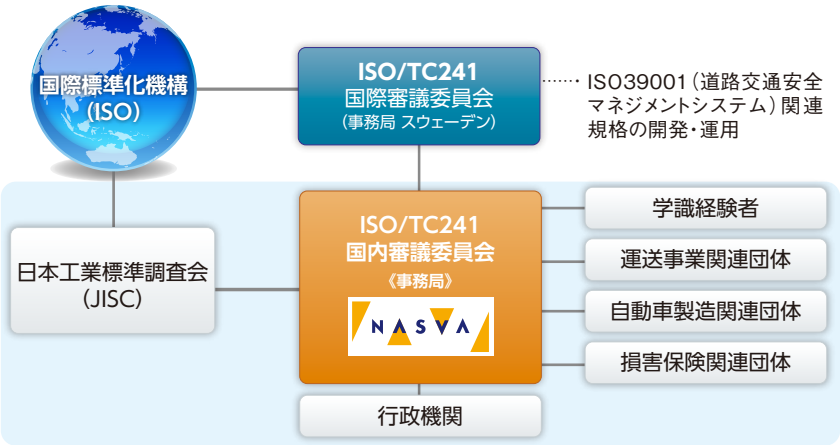

ISOコンサルティング

ISO39001は、専門の審査登録機関の認証を受けて取得します。

ISOコンサルティングでは、本規格で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、企業様が抱える道路交通安全に関するリスクの洗い出しから、それらの対応策の検討及び重点取組み項目の決定に至るまでの作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法についてアドバイスします。

より**安全**な**自動車・**
チャイルドシートの**普及**のために

自動車アセスメントによる安全情報の提供

より安全な自動車・チャイルドシートの普及のため、自動車アセスメント事業として、一般に販売されている自動車に対して、安全の評価を行っています。

皆さんの車やチャイルドシートも、WEBで安全評価が確認できます。

自動車アセスメント　検索

自動車アセスメントは車に乗る人が安全な車選びをしやすいように、そして車を作るメーカーがより安全な車の開発をするように実施しています。

■自動車安全性能ファイブスター賞

衝突安全性能や予防安全性能などを総合的に評価し、「自動車安全性能」として、自動車ユーザーの皆様に情報提供しています。

評価実施年度の総合評価において、最高評価（★★★★★）を受けた中で最高得点の場合はファイブスター大賞、それ以外の車種についてはファイブスター賞が与えられます。

自動車アセスメントの評価の概要

自動車アセスメント(JNCAP:Japan New Car Assessment Program)では、安全技術について様々な評価試験を実施します。

■事故を防ぐための新しい技術(予防安全性能)

衝突しそうな場合に自動車が警報を発する、あるいはブレーキをかけるといったドライバーを支援する様々な予防安全技術について評価しています。

衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者・昼間)

衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者・夜間)

衝突被害軽減ブレーキ(対自転車)

衝突被害軽減ブレーキ(交差点対歩行者)

衝突被害軽減ブレーキ(交差点対車両)

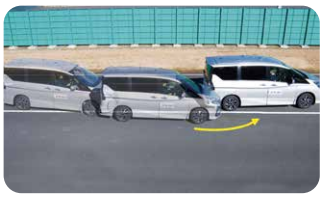
車線逸脱抑制

ペダル踏み間違い

高機能前照灯

注意事項：予防安全技術は、ドライバーを支援するシステムであり、万能ではありません。周囲の状況によってはシステムが作動しない場合や、十分な効果を発揮しない場合があります。
取扱説明書をよく確認したうえで、システムに頼った運転はせず、安全運転をこころがけてください。

■事故時に人を守る技術(衝突安全性能)

試験車を壁(バリア)に衝突させたり、人の頭部を模擬したダミーを試験車のボンネット等に衝突させるなどにより、事故時に自動車の乗員や歩行者を守る技術について評価しています。

自動車の乗員を守る技術

フルラップ(全面)
前面衝突試験

新オフセット(部分)
前面衝突試験

側面衝突試験

感電保護性能
評価試験※
※電気自動車等が対象

後面衝突頚部
保護性能試験

シートベルトの
着用警報装置

歩行者を守る技術

頭部保護性能試験

脚部保護性能試験

■重大な事故が発生した場合に備える技術（事故時の自動緊急通報）

エアバッグが展開するような大きな交通事故が発生した時に本人や目撃者の代わりに自動車から自動的に事故が発生した地点等を通報するシステムを評価しています。

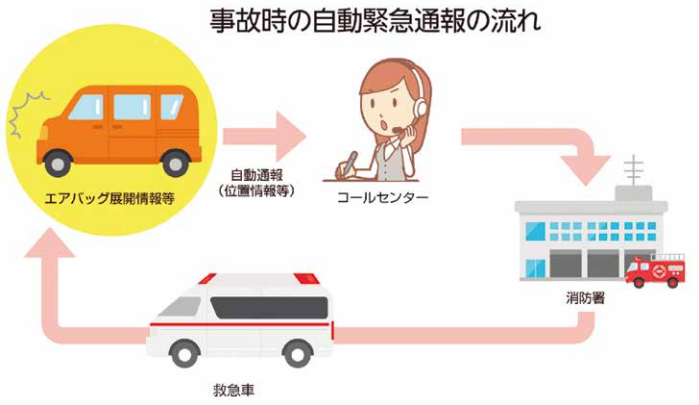

チャイルドシートアセスメント

市販のチャイルドシートについて、信頼できる安全性能評価を公表して、より安全な製品を選択しやすい環境を整えるとともに、製作者によるより安全な製品の開発を促すことによって、安全なチャイルドシートの普及を促進しています。

チャイルドシート使用有無による
死亡重傷率の比較

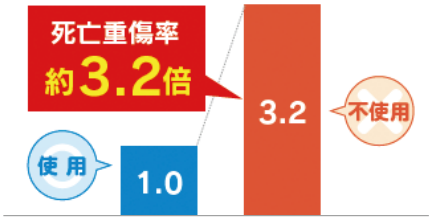

自動車乗車中のチャイルドシート使用有無別死亡重傷率（2013～2022年）
※ITARDAインフォメーションNo.145データからナスバ算出

チャイルドシート適正使用・誤使用別
死亡重傷率の比較

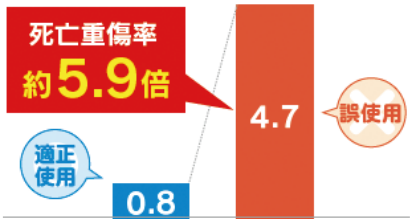

自動車乗車中のチャイルドシート使用状態別死亡重傷率（2013～2022年）
※ITARDAインフォメーションNo.145データからナスバ算出

■ISO-FIXゴールドマークについて

取り付けが容易で安全なチャイルドシートとして、ISO-FIX固定方式のチャイルドシートのうち、衝突試験結果がすべて「優」である商品に表示しています。

■チャイルドシートの安全性能評価項目

前面衝突試験と使用性評価試験を実施します。

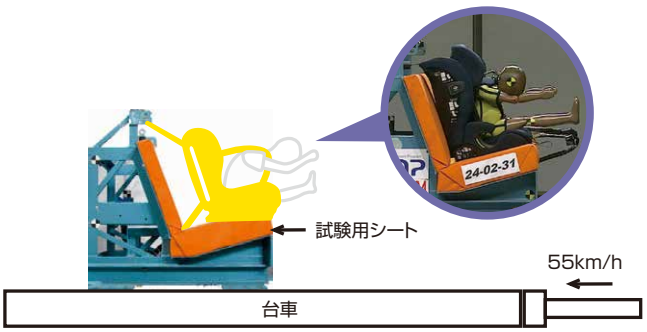

前面衝突試験

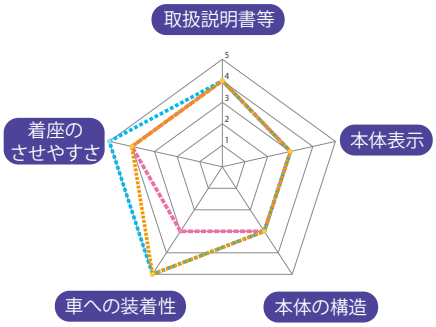

使用性評価試験

所在地一覧

ご用命は、お近くのナスバまでお問い合わせ下さい。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
本　部	130-0013	東京都墨田区錦糸3-2-1　アルカイースト19階	03-5608-7560	03-5608-8610
札幌主管支所	060-0032	北海道札幌市中央区北2条東12-98-42　北2条新川ビル8階	011-218-8155	011-218-8156
函館支所	041-0806	北海道函館市美原1-18-10　函館東京海上日動ビル3階	0138-88-1007	0138-44-0555
釧路支所	085-0018	北海道釧路市黒金町7丁目4-1　太平洋興発ビル2階	0154-32-7021	0154-32-7023
旭川支所	079-8442	北海道旭川市流通団地2条4-32-1　旭川地区トラック研修センター2階	0166-40-0111	0166-40-0112
仙台主管支所	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-8-3　宮城県トラック会館2階	022-204-9902	022-782-1825
福島支所	960-8031	福島県福島市栄町7-33　福島トヨタビル8階	024-522-6626	024-522-6627
岩手支所	020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-22　中ノ橋106ビル5階	019-652-5101	019-652-5150
青森支所	030-0843	青森県青森市大字浜田字豊田139-21　青森県交通会館3階	017-739-0551	017-739-0552
山形支所	990-0031	山形県山形市十日町2-4-19　ハーモニー山形ビル2階	023-609-0500	023-615-6037
秋田支所	010-0962	秋田県秋田市八橋大畑2-12-53　秋田県自動車会館3階	018-863-5875	018-863-5864
新潟主管支所	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町6-4　新潟県トラック総合会館2階	025-283-1141	025-283-1143
長野支所	381-8556	長野県長野市南長池710-3　長野県トラック会館2階	026-480-0521	026-263-1570
石川支所	920-8213	石川県金沢市直江東1-2　石川県自動車会館2階	076-239-3207	076-239-3208
富山支所	939-2708	富山県富山市婦中町島本郷1-5　富山県トラック会館1階	076-421-1631	076-421-1637
東京主管支所	130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1　アルカセントラルビル8階	03-3621-9941	03-3621-9944
神奈川支所	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1　新横浜ファーストビル8階	045-471-7401	045-471-7405
千葉支所	261-7125	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1　ワールドビジネスガーデンマリブウエスト25階	043-350-1730	043-350-1731
埼玉支所	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町3-12-6　ジェイ・エス・ワンビル6階	048-824-1945	048-824-1946
茨城支所	310-0026	茨城県水戸市泉町3-1-28　第2中央ビル4階	029-226-0591	029-226-0592
群馬支所	370-0006	群馬県高崎市問屋町4-5-4　高崎トラック会館2階	027-365-2770	027-365-2771
栃木支所	320-0811	栃木県宇都宮市大通り2-1-5　明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-651-2701	028-651-2703
山梨支所	406-0034	山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7　山梨県自動車総合会館3階	055-262-1088	055-262-1089
名古屋主管支所	460-0003	愛知県名古屋市中区錦1-18-22　名古屋ATビル8階	052-218-3017	052-218-3018
静岡支所	420-0837	静岡県静岡市葵区日出町1-2　TOKAI日出町ビル1階	054-687-3421	054-205-1617
岐阜支所	500-8842	岐阜県岐阜市金町4-30　明治安田生命岐阜金町ビル7階	058-263-5128	058-263-0051
三重支所	510-0085	三重県四日市市諏訪町4-5　四日市諏訪町ビル8階	059-350-5188	059-350-5189
福井支所	910-0005	福井県福井市大手3-2-1　福井ビル6階	0776-22-6006	0776-22-6146
大阪主管支所	540-0028	大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8　中央大通ＦＮビル10階	06-6942-2804	06-6942-2807
京都支所	612-8418	京都府京都市伏見区竹田向代町51-5　京都自動車会館4階	075-694-5878	075-694-5875
兵庫支所	651-0083	兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14　神戸商工貿易センタービル11階	078-271-7601	078-271-7603
滋賀支所	524-0104	滋賀県守山市木浜町2298-4　滋賀県トラック総合会館2階	077-585-8290	077-585-8291
奈良支所	630-8122	奈良県奈良市三条本町9-21　JR奈良伝宝ビル6階	0742-32-5671	0742-32-5672
和歌山支所	640-8157	和歌山県和歌山市八番丁11　日本生命和歌山八番丁ビル7階	073-431-7337	073-431-8092
広島主管支所	733-0036	広島県広島市西区観音新町2-4-25　第一菱興ビル1階	082-297-2255	082-297-2251
鳥取支所	680-0006	鳥取県鳥取市丸山町219-1　鳥取県トラック協会研修センタービル2階	0857-24-0802	0857-24-0861
島根支所	690-0007	島根県松江市御手船場町553-6　松江駅前エストビル3階	0852-25-4880	0852-25-4887
岡山支所	700-0941	岡山県岡山市北区青江1-22-33　岡山県トラック総合研修会館3階	086-232-7053	086-231-6742
山口支所	753-0814	山口県山口市吉敷下東1-3-1　山陽ビル吉敷2階	083-924-5419	083-924-7614
高松主管支所	760-0066	香川県高松市福岡町3-3-6　香川県トラック協会安全研修センタービル2階	087-851-6963	087-851-6962
徳島支所	770-0003	徳島県徳島市北田宮2-14-50　徳島県トラック会館2階	088-631-7799	088-631-7781
愛媛支所	791-1114	愛媛県松山市井門町1081番地1　愛媛県トラック総合サービスセンター1階	089-960-0102	089-960-0103
高知支所	781-8016	高知県高知市南ノ丸町5-17　高知県トラック会館2階	088-831-1817	088-831-1824
福岡主管支所	812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南2-1-5　博多サンシティビル4階	092-451-7751	092-451-7753
佐賀支所	840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町6-4　佐賀中央第一生命ビルディング4階	0952-29-9023	0952-29-9024
長崎支所	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1　TBM長崎ビル11階	095-821-8853	095-821-8854
熊本支所	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町4-7　朝日新聞第一生命ビルディング6階	096-322-5229	096-322-5261
大分支所	870-0905	大分県大分市向原西1-1-27　大分県トラック会館ビル3階	097-558-3155	097-558-3156
宮崎支所	880-0913	宮崎県宮崎市恒久1-7-21　宮崎県トラック協会総合研修会館2階	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿児島支所	890-0033	鹿児島県鹿児島市西別府町2941-19　鹿児島県トラック研修センター２階	099-282-5435	099-282-5437
沖縄支所	900-0021	沖縄県那覇市泉崎2丁目103番地4　沖縄県ハイヤー・タクシー協会3階	098-916-4860	098-835-4214
東北療護センター	982-0012	宮城県仙台市太白区長町南4-20-6	022-247-1171	022-247-3513
千葉療護センター	261-0012	千葉県千葉市美浜区磯辺3-30-1	043-277-0061	043-277-2259
中部療護センター	505-0034	岐阜県美濃加茂市古井町下古井630	0574-24-2233	0574-24-2230
岡山療護センター	700-0927	岡山県岡山市北区西古松2-8-35	086-244-7041	086-244-7045

NASVA

ナスバ

ナスバ
交通事故被害者ホットライン

交通事故被害に遭われ、相談先にお困りの方へ

【ナスバ交通事故被害者ホットライン】では、全国の交通事故被害者及びその家族等の皆様へ事故に関するお困りごとに応じて、無料でご相談いただける窓口をご案内しています。

ナスバ
交通事故被害者ホットライン
☎0570-000738

※受付時間10:00～12:00、13:00～16:00
（土・日・祝日・年末年始を除く）

「0570」はナビダイヤルの番号です。
または、03-6853-8002
にお電話ください。

相談支援実施団体のご案内

自動車事故に起因する悩み事の精神的負担の軽減を図るため、同じ悩みを持つ当事者が所属する自動車事故被害者・遺族団体が、無料で相談をお受けする窓口を設置いたしました。

詳しい内容はこちら

めざすのは、自動車事故ゼロの社会。

NASVA ナスバ

独立行政法人自動車事故対策機構

〒130-0013　東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19 階

【ダイヤルイン】

総務部	03(5608)7560、7561	安全指導部	03(5608)7599、7610
企画・広報部	03(5608)7584	被害者援護部	03(5608)7630、7633、7638
経理部	03(5608)7590～7595	自動車アセスメント部	03(5608)7587

ホームページ https://www.nasva.go.jp/
●キーワード検索 ナスバ

ナスバ公式「X」

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

2025.10